

北海道青少年健全育成条例第16条関係（抜粋）

北海道青少年健全育成条例

（定義）

第14条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスクその他の映像又は音声が記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。

（有害図書類の指定及び販売等の禁止等）

第16条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を撮影した写真又は描写した図画で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）がその総ページの3分の1以上を占めるもの
- (2) 録画テープ又は録画盤であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して3分を超えるもの若しくは合わせて5分を超えるもの又は録画テープ若しくは録画盤の製作若しくは販売を行う者で構成する団体が知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が、図書類の内容の全部又は一部が、著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの

2 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換してはならない。

第17条 図書類の取扱いを業とする者は、図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であつて、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（有害図書類を除く。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させ、又は青少年と交換しないように努めなければならない。

（有害図書類の陳列の方法等）

第18条 図書類の取扱いを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、当該有害図書類について、規則で定めるところにより他の図書類と区分し、及び青少年による購入、借受け等を禁止する旨を表示しなければならない。

2 知事は、図書類の取扱いを業とする者が前項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、有害図書類の陳列の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（一般からの申出）

第55条 何人でも、次に掲げる場合には、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができる。

(1) 興行、図書類又は広告物の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけ、青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(2) 第16条第2項の規定に違反した者

第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第57条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

北海道青少年健全育成条例施行規則

(指定基準等)

第1条 知事は、北海道青少年健全育成条例第16条第1項第3号の規定により、有害図書類として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

2 条例第16条第1項第1号及び第2号に規定する規則で定める写真又は図画及び場面は、次に掲げるものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面
 - ア 陰部を誇示した姿態
 - イ 自慰の姿態
 - ウ 排泄（せつ）の姿態
 - エ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次に掲げるものを撮影した写真若しくは描写した図画又は描写した場面
 - ア 男女間の性交又は性交を連想させる行為
 - イ 強姦（かん）、輪姦（かん）その他の陵辱行為
 - ウ 男女間の愛撫（ぶ）の行為
 - エ 同性間の愛撫（ぶ）の行為
 - オ 変態性欲に基づく性行為

(有害図書類の陳列の方法)

第3条 条例第18条第1項の規定による区分は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 間仕切りの設置その他の方法により内部を容易に見通すことができない場所を設け、当該場所に有害図書類を陳列する方法
- (2) 有害図書類以外の図書類を陳列する場所から60センチメートル以上離れた場所に、有害図書類をまとめて陳列する方法
- (3) 有害図書類から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間に、有害図書類をまとめて陳列する方法
- (4) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、有害図書類をその背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有害図書類が有害図書類以外の図書類と明確に区分されていると知事が認める方法

北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準

(条例による禁止規定に関するもの)

- 1 北海道青少年健全育成条例第16条に規定する「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがある」と知事が認める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 「著しく粗暴性を助長するもの」
 - ア 殺人、強盗、放火、傷害、暴行、脅迫、恐喝等の行為を肯定し、又は賛美するような表現をし、又は描写しているもの
 - イ 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
 - ウ 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を模倣可能なように詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
 - エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に粗暴性を助長するもの

(2) 「著しく性的感情を刺激するもの」

- ア 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、又は描写して著しく性的しゅうち心を害するもの
- イ 性的行為を露骨に表現し、若しくは描写し、又は容易に連想させるもの
- ウ 性的行為に至るまでの方法、過程等を過度に表現し、又は描写しているもの
- エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に性的感情を刺激するもの

(3) 「著しく道義心を傷つけるもの」

- ア 麻薬、覚せい剤等の乱用を誘発するような行為を表現し、又は描写しているもの
- イ 自殺、人身売買等を肯定し、生命、身体又は人格のき損を示唆し、又は助長するおそれのあるもの
- ウ その他表現、描写等がア及びイと同程度に道義心を傷つけるもの

(条例による自主規制に関するもの)

- 4 条例第 17 条に規定する「図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの(有害図書類を除く。)」は、前記 1 に規定する基準により、有害図書類として指定の対象となる可能性のあるものとする。